

ミアスマ 〈瘴気〉と〈国民の心身の健康〉

—戦前日本の繊維工業における産業衛生と
女性労働者統制の政策をめぐって

サンドラ・シャル

はじめに

- 1 「テキスタイル病」の脅威
 - 2 繊維工業の女工の〈余暇善用〉という問題
- おわりに

はじめに

明治政府は、アジアにおける西欧諸国との帝国主義的経済競争に勝ち残るために、「富国強兵」と「殖産興業」のスローガンを掲げ、日本社会の近代化を急激に促進し、政治制度の改革、西洋技術の導入と工業化による経済・軍事の幅広い発展、国民に日本帝国への強い帰属感を持たせるための社会的統合政策などを推し進めた。

このような近代化政策を推進する上で、〈国民の心身の健康〉、つまり国益に応える規律化された丈夫な身体と精神を作ることは、以下の二つの理由のために、極めて重要な課題の一つであった。第一に、国力の増強は、日本人の健康を保つことと、健全で頑強な国民をより多く養成することが求められた。「国民」という概念の誕生によって近代国家を構成する国民一人一人の健康が社会的な関心の的となるに伴い、日本人の従来の衛生観も変容し、国家が公衆衛生対策を通じて守るべき「国民の健康」という生活規範の成立に至ったのである⁽¹⁾。さらに、健全で頑強な国民のより多くの養成するという国家要請は、女性の母性の重視をもたらし、のちに「良妻賢母」が国策として養成されることにもなった。第二に、国力の増強は、国家が日本人を兵士または労働者として肉体的・精神的に動員するために、彼らの性と道徳の管理をも必要とした⁽²⁾。

国家政策に伴うこうした要請が工場労働者の保護と管理に関わる国家・工場経営者の政策にも影響を与えたことを推測するのは不自然ではない。日本における近代化に伴った産業開発は、欧米諸国と同様に、工場労働者数を急速に増加させ、新しい社会問題として、工場労働者の都市集中と困

(1) 伊藤ちち代「衛生行政と健康に関する法制度—健康観の哲学的基礎付けのための基礎研究」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』第6号, 2005年, p.441。

(2) 牟田和恵『戦略としての家族：近代日本の国民国家形成と女性』東京, 新曜社, [1996年] 2004年, p.79。

窮、賃金を受け取る働く女子の著しい社会進出、衛生問題、それまでになかった労務管理の合理化と労働力の統制などの「労働問題」の出現を招いた。これに加え、第一次世界大戦後の経済不況で失業や貧困といった社会問題が深刻化し、労働運動が盛り上がったという社会的な状況も、労働問題への人々の関心を呼び起こすこととなった。このような状況においては、国民の一部でもある工場労働者の〈心身の健康〉を守る懸念が彼らの保護と管理に関わる国家・工場経営者の政策に見出すことができるのは容易に想像できるだろう。

本稿では、日本の工業化を主導した繊維工業に焦点を当て、社会経済史・ジェンダー史を融合した複合的な視点から、この産業で働いていた労働者の保護と管理に関する政策事例の分析を通じて、繊維労働者と〈国民の心身の健康〉とはいかに関連したかを追求していこうとする。

繊維工業は、1880年代から1930年代まで日本の産業部門を支配しており、全国の工場労働者の半分以上を擁していた。この産業に従事した労働者のうち、圧倒的多数は貧しい農家に生まれた若い女性の出稼ぎ型労働者（女工）であった。彼女たちは、口べらしや家計の援助のために結婚までの数年間を親元から離れた工場で働いていた⁽³⁾ののだが、日本の近代化を支えた産業の発達に重要な役割を担っていた。

繊維工業の労働力の特徴——すなわちその主な出身地域（農村部）と女性であるということ（ジェンダー的側面）——は、早くも19世紀末に、工場内の衛生状態と労働者の教育、さらに両者が社会体制に及ぼす影響という問題との関連で、激しい議論を呼んだ。特に問題とされたのは次の二点であった。

第一に、本稿の前半で明らかにするように、繊維工場における劣悪な労働条件や生活状況が女工たちの健康を害するだけでなく、結核をはじめとする流行病の蔓延などを通じて、女工たちの家族の健康（つまり農民の健康、転じて国の将来）にも悪影響を及ぼす可能性があったことである。

第二に、両大戦間に入ってから、当時の知識人・工業家の間で、女工の賃労働と女性の家庭内での役割をいかに両立させるかという議論が展開されたことである。良妻賢母であることに価値を置くイデオロギーが主流となっていた当時の社会状況において、都市部の工場に従事した者をはじめ、若い未婚の女工の心身の健康保護は、重要な課題として論議された。そこで重視されたのは、工場の労働や生活が彼女たちの妻・母親として将来担うべき役割に支障をきたさないようにするということであった。このような状況のなかで、1929（昭和4）年7月に実施された少年及び女性の深夜

(3) 例えば、1910（明治43）年の調査によれば、製糸業における寄宿労働者は全労働力の86%を占めていた。両大戦間期には、製糸・紡績業における寄宿労働者の割合は女工の70～80%であったが、この割合は工場の規模によって異なっていた。500人以上の製糸工場で働いた女工の90%以上は寄宿労働者であったのに対して、小規模の工場においては、この割合は50%に過ぎなかった（HUNTER Janet, *Women and the Labour Market in Japan's Industrialising Economy: The Textile Industry Before the Pacific War*, London, RoutledgeCurzon, 2003, pp.105-106；中村政則『労働者と農民：日本近代をささえた人々』東京、小学館、[1976年]1998年、p.103）。また、中村政則は、出稼ぎ型の女工の出身階層に関して、彼女たちの過半数が小作ないし自作に属する貧しい農村家庭の娘であったということを指摘した。彼が行った調査の結果によれば、1910（明治43）年の山梨県のある製糸工場の女工の92%は所有田畑が7反以下の農家の出身であった（中村政則『労働者と農民：日本近代をささえた人々』前掲書、pp.103-104）。

業禁止によって、女工の「余暇善用」(すなわちこの禁止の実施によって生じた女工の余暇時間をいかに有効に利用させればよいかという問題)は緊急に解決すべきものになった。これについては、本稿の後半でさらに詳しく説明する。

以上で述べた両方の問題点の根拠となったのは、社会体の危機意識に発した女工へのバイアスのかかった特定の見解に基づく報告である。すなわち、女工を「国の安全に対する脅威」、あるいは、病のメタファーを用いるならば⁽⁴⁾、女工を「有機体としての社会体を襲う有毒な病原体を伝播する存在」と同一視する見方である⁽⁵⁾。

本稿の題名に「瘴気」という言葉を象徴的な意味で用いたのはこのためである。そこで忘れてはいけないのは、「瘴気」(英語 *miasma*, ミアスマ)が20世紀初め頃までの(主に西洋の)医学研究に見られるもので、かつてある種の病気(現在は伝染病に分類されるもの)を起こさせると恐れられた悪い空気を指したが、比喩的な意味で、悪の通俗的な見解での「本質的に有害なもの」といったニュアンスも含意するということである⁽⁶⁾。本稿の題名では、女工を指すために「瘴気」という言葉を後者の意味で用いる。

1 「テキスタイル病」の脅威

(1) 近代日本における肺結核の流行

19世紀後半以降の西欧先進国では、かつて死因順位の首位を占めることの多かった結核による死亡率が減少局面に入った⁽⁷⁾。これに対して、1890年代から1950年代前半までの日本には、肺結核がそれまでに日本社会が経験したことがないほどまでに爆発的に流行し、日本社会の活力を徐々に

(4) スーザン・ソントグは、『隠喩としての病い』のなかで、我々が文化的レベルで悪について述べる時に「病」というメタファーをしばしば用いていると説明している (SONTAG Susan, *Illness as Metaphor*, New York, Farrar, Straus and Giroux, 1978/富山太佳夫訳『隠喩としての病い・エイズとその隠喩』東京、みすず書房、2006年)。

(5) 前川真行が論じているように、工場労働者の保護に関わる政策決定に関与した当時の官僚たちや社会改良主義者たちの多くは、ヨーロッパ諸国と同様に、急速な近代化と工業化に伴って発生してきた(あるいは発生してくるだろう)社会問題を「社会体の危機」、すなわち「社会体」の秩序と安定への脅威として見なしていた。彼らによれば、この「危機としての社会問題」は、次の三つの点に集約される。すなわち、1. 政治的なレベルでの社会問題(「社会体」の安定を脅かす、急進的な社会主義労働運動などに見られる労働者と資本家との対立)、2. 公衆衛生上の問題(工場の劣悪な環境が結核の発生率を増加させ、そこで出稼ぎ型労働をする女工が結核菌を出身地に持ち帰ることで広まる結核が国力を衰退させるという偏見)、3. 道徳的な影響(工場生活で墮落した女工たちの多くが水商売に身を落とし、青年を道徳的に墮落させるということもまことしやかに広められた)、である。この点については、前川真行「生の統治」『人文学報』第84号、京都大学人文科学研究所、2001年3月、pp.177-218を参照。

(6) FABRE Gérard, *Epidémies et contagions – L’imaginaire du mal en Occident*, Paris, PUF, 1998, pp.117, 120; DELAPORTE François, *Les épidémies*, Paris, Pocket, 1995, p.18を参照。

(7) HUNTER Janet, « Textile Factories, Tuberculosis and the Quality of Life in Industrializing Japan », HUNTER Janet (ed.), *Japanese Woman Working*, London and New York, Routledge, 1993, p.69.

荒廃させた。例えば、1884（明治17）年から1899（明治32）年にかけての肺結核の流行は、全体で見ると急性伝染病より多くの死者を出した（表1を参照）。

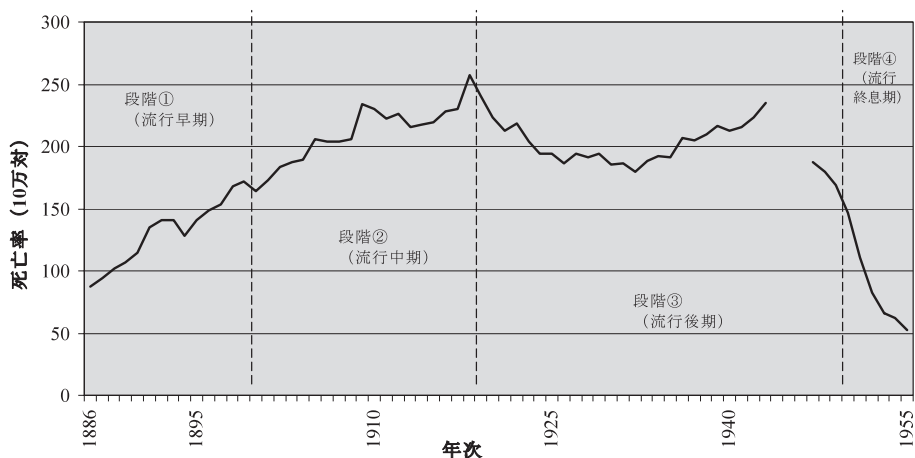
表1 急性伝染病・肺結核による死亡数（1884～1899年、日本）

時期	死亡原因	死亡数	
1884 - 1899	急性伝染病	677.695	
	肺結核	758.474	
1886 - 1892		6.235.295	（全国 = 100 %）
	急性伝染病	342.434	（5.49 %）
	肺結核	445.999	（7.15 %）
	1893 - 1899	5.817.458	（全国 = 100 %）
	急性伝染病	335.261	（5.76 %）
	肺結核	312.457	（5.37 %）

厚生省医務局『医制百年史』東京、ぎょうせい、1976年；内閣統計局『日本帝国統計年鑑』東京、内閣統計局より作成。

また、死因順位で見ると、第二次世界大戦直後まで、肺結核は、肺炎及び気管支炎などと並んで主要な死亡原因となっており⁽⁸⁾、1910（明治43）年から1950（昭和25）年の間に600万人近くが死亡したと考えられている⁽⁹⁾。1886～1955年の間の結核による死亡率の年次推移を図1に示した（図1を参照）。

図1 結核による死亡率の年次推移（1886～1955年、日本）



内閣統計局『日本帝国統計年鑑』前掲書；JOHNSTON William, *The Modern Epidemic: A History of Tuberculosis in Japan*, Cambridge (Mass.), Harvard University Press, 1995, pp.305-307；池田一夫・灘岡陽子・倉科周介「人口動態統計からみた20世紀の結核対策」『東京都健康安全研究センター年報』第54号、2003年、p.366より作成。

結核による死亡率は1886(明治19)年の86.9(対10万)からずっと上昇し、1900(明治33)年の163.7を経て、1918(大正7)年の257.1まで達したが、その後、下降しはじめた。そして、1932(昭和7)年には179.4まで低下したが、以後再度上昇に転じ、戦時中の1943(昭和18)年には235.3にまで上昇した⁽¹⁰⁾。結核流行が終息に向かったのは戦後になってからである。国を挙げての予防対策の推進、生活水準の向上、そしてストレプトマイシン(*Streptomycin*)⁽¹¹⁾などの有効な抗結核剤の開発によって、ようやく結核による死者・患者数の順調な減少が見られるようになった。

(2) 繊維工業と肺結核：石原修の「女工と結核」

20世紀初頭の西欧諸先進国においては、公衆衛生の増進と結核問題の解決は喫緊の課題となり、これらを対象とする医学的・経済学的研究も数多く行われてきた。なかでも、医師たちは、結核の疫学をよりいっそう理解するために綿密な研究を行った。このなかで、医師たちは、労働・生活環境や貧困といった環境要因が結核の発生率・死亡率に影響することを明らかにし、結核の「社会的な性質」を証明した。彼らによれば、コッホ菌の保存と増殖に適した気温(38~41度)、高い湿度、換気の悪い環境、空気中に浮かんでいる塵埃、病気に対する抵抗力を弱める栄養不良と疲労、人口の過度集中が、結核の発生と蔓延を助長する要因であった。医師たちの綿密な調査により、当時のイギリスでは、特定の産業部門(既製服製造・婦人服仕立業・製パン業・煉瓦業・金属工業・繊維工業・印刷業など)の労働者が結核罹患率の高い集団であるということも立証された。

日本では、肺結核の流行は、産業革命や都市化に伴う大きな社会変動と共に発生した。西欧諸国と同様、結核患者の割合は、ゴム製造業や繊維工業などをはじめとする特定の産業部門に従事する者の方が、一般人より目立って高かった。こうした状況のなかで、官僚、医師は、結核発生率と工場における労働・生活環境との間の疫学的な因果関係の仮説を立て、工業化がもたらした様々な問題を問うこととなった。そこで、一般人よりも結核罹患率が高かったために世論の注意を引きはじめた繊維工業の女工の症例は、結核疫学を明らかにし結核菌感染の公衆衛生上の危険性を証明するために、大きな役割を果たした。このため、結核は「テキスタイル病」と名づけられることもあった。

(8) 内閣統計局『日本帝国統計年鑑』東京、内閣統計局、1886~1940年；JOHNSTON William, *The Modern Epidemic: A History of Tuberculosis in Japan*, Cambridge (Mass.), Harvard University Press, 1995, p.62.

(9) JOHNSTON William, *The Modern Epidemic: A History of Tuberculosis in Japan*, *op. cit.*, p.4 and note 4 p.309.

(10) 内閣統計局『日本帝国統計年鑑』前掲書、1886~1940年；JOHNSTON William, *The Modern Epidemic: A History of Tuberculosis in Japan*, *op. cit.*, pp.305-307.

(11) ストレプトマイシンは、抗生物質の一つであり、1944(昭和19)年にアメリカの生化学者セルマン・ワクスマン(Selman WAKSMAN, 1888~1973)によって開発された。1948(昭和23)年に初めて日本に輸入されたが、日本で大量生産されたのが1950年代初頭以降であった。この点について詳しくは、PETIT Maurice A., « La tuberculose et les tuberculeux avant et après les premiers antibiotiques », BOURDELAIS Patrice et al., *Peurs et terreurs face à la contagion*, Paris, Fayard, 1988 ; BOURDELAIS Patrice, *Les épidémies terrassées – Une histoire de pays riches*, Paris, Editions de la Martinière, 2003, pp.204-205 ; JOHNSTON William, *The Modern Epidemic: A History of Tuberculosis in Japan*, *op. cit.*, p.287などを参照。

1890年代後半から、社会主義者、新聞記者、また工場労働者の保護に関わる政策決定に関わった官僚たちは、繊維女工をはじめとする出稼ぎ型の工場労働者が強い劣悪な労働条件や彼らの苦しい生活状況を訴える報告書や統計資料を数多く作成し、「労働問題」について世論に警告を發した。例えば、工場法案立案を作成するための基礎資料となった農商務省商工局の調査報告書『職工事情』（1903/明治36）をはじめとして、繊維工業の女工の多くが工場内で肺結核や肋膜炎などの疾病に罹ったと指摘する研究はよく知られている⁽¹²⁾。だが、特に耳目を引いたのは、この産業における重病の発生率とその伝染のメカニズムを詳細に研究した農商務省嘱託の石原修医師（1885～1947）の報告である。

石原は、工場環境による女性労働者の健康被害を明らかにするため、政府が工場法制定にあたって1882（明治15）年以降行なった多くの調査の結果を考慮しながら⁽¹³⁾、主に1910～1911（明治43～44）年に製糸業、紡績業、織物業という三種類の繊維工業に従事した出稼ぎ型女性労働者の衛生状態に関する調査を行った⁽¹⁴⁾。この調査のなかで、彼は、紡績業で働いて死亡した女工の届出を調べた際、女工の死亡率が異常に少ないと気づいた。この異常な死亡率をさらに調べると、工場経営者が「病人を工場内で死なせないように、病気が悪くなるとすぐ郷里へ帰らせ」という事実⁽¹⁵⁾が判明したことから、地元に戻った女工の健康状態も調査することを決めた。

当時死亡した人の届出の制度があったから、その死亡届を資料にして調べてみた。ところが紡績業者の死亡率は、一般の人に比較してその率が非常に少ない。紡績側は官でとった数でありながら、死亡率が非常に少ないではないかと言って反ばくした。ところが彼等は病人を工場内で死なせないように、病気が悪くなるとすぐ郷里へ帰らせたためであることがわかった。そこで農村についてその真相を調べることにした。即ち全国に亘り一年の間、田舎から出て来る女工の数と国に帰る女工の数とを調べ、その死亡数を調査したのであった。明治四三〔1910〕年の一年間のものを調べた⁽¹⁶⁾。

(12) 農商務省商工局「綿糸紡績職工事情」農商務省商工局『職工事情』上巻所収、東京、岩波書店、〔1903年〕1998年、特にpp.140-159（第七章「職工の衛生」）を参照。

(13) 籠山京「解説：女工と結核」籠山京編集・解説『生活古典叢書』第5巻所収、東京、光生館、1970年、p.8。

(14) 石原修「女工ノ衛生学的観察」（1913年）、赤松良子編集・解説『日本婦人問題資料集成 第3巻：労働』東京、ドメス出版、1977年、pp.244-245。

(15) 昔の諏訪地方の製糸工場で働いていた飛騨出身の高齢の女性たちの聞き書きを行った山本茂実も同様のことを指摘している。

こんなこと〔長時間の労働における作業競争〕を日夜続けていたら、不健康な工場内では必ず病人が生まれるにきまっている。しかし健康保険があるわけではなし、おまけに病人が出たら、どの工場でも当然のことにように、何の保障もなしに解雇だった。これで悲惨な犠牲者が出なかったら、そのほうがどうかしている（山本茂実『あゝ野麦峠：ある製糸女工哀史』東京、角川書店、〔1968年〕1994年、p.338）。

(16) この引用は、石原が1947（昭和22）年に上野公園内の学士院会館で行った「日本産業衛生の発達史」という講演の抜粋であり、三浦豊彦『労働と健康の歴史 第二巻：明治初年から工場法実施まで』川崎、労働科学研究所、1980年、p.298に引用されている。

このように、石原は、工場労働者の衛生・健康状態に関する従来の調査と異なり、工場の内側（工場における疾病の発生率と被害）を調査するだけでなく、その外側（工場を離れて帰郷した女性労働者の健康状態）も分析したのである。

繊維工場内の調査と農村調査を合併するこの大規模な研究の結果は、1913年（大正2年）10月に開催された国家医学会例会で「女工と結核」という題で発表され、さまざまな立場の人々からの関心を集めた。まず、石原の研究から明らかになったのは、繊維工場における「重い病気」の高い発生率である。彼の推計によれば、この調査の対象となった20万人の出稼ぎ型女性労働者のうち、1万3千人が重い病気で帰郷した⁽¹⁷⁾。重い病気で帰郷した者の病気は、肺結核12.3%、結核と疑わしい疾病21.6%、脚気17.5%、胃腸病の疾患18.1%であった⁽¹⁸⁾。そして、石原は、この研究によって、結核をはじめ、繊維工場で罹患した疾病を原因とする女工の死亡率の高さを分析した。これにより明らかになったのは、「工場在籍中ノ死亡者ノ死亡率ハ一千人ニ対シ八人内外」に達し、その過半数の死亡原因が結核であったということであった⁽¹⁹⁾。繊維工場を離れて帰郷した者の死亡率を一般死亡率と比較すると、前者がより高かったことは歴然としていた。特に、16～19歳の女工の死亡率は、同じ年齢層の女子の死亡率の二倍を超えた（表2を参照）。

表2 結核による死亡率年齢別比較（1910年）

	一般死亡率* (%)	出稼ぎ千人に対する 帰郷者中の死亡率(%)
12歳未満	4.36	6.08
12～13歳	4.39	5.73
14～15歳	5.00	7.58
16～19歳	6.85	14.86
20～25歳	9.17	11.67
25歳以上	10.12	8.35

*1889（明治22）年より1898（明治31）年に至る平均（1898年の衛生局年報による）。
 石原修「女工と結核」『国家医学会雑誌』第322号，1913年11月，p.141より作成。

また、工場在籍中死亡した者の死亡率と帰郷者の死亡率を合わせると、「一般死亡率ニ比シ二倍及至三倍以上ニ達シ居ルベシ」であるから、「本邦婦女子ニシテ工業ニ従事セシモノハ従事セザルモノニ比シ多数ノ死亡者ヲ発生シ併セテ結核性疾患及脚気ノ割合増進セルハ疑フベカラザル確実ナル事実ナリトス」と石原は書き加えた⁽²⁰⁾。

石原は、こうした調査の結論として、「本邦ノ工業ノ経営状態ハ従業者ノ健康ヲ一般ニ比シ劣悪ナラシメツ、アル明瞭ナル事実ヲ断定シ得ルモノトス」と述べて女工の取り扱いに対する繊維工場

(17) 石原修「女工と結核」、『国家医学会雑誌』第322号，1913年11月，p.135；籠山京「解説：女工と結核」前掲書，p.24。

(18) 石原修「女工ノ衛生学的観察」前掲書，p.275。

(19) 同上，p.275。

(20) 同上，p.276。

の経営者の態度を問題にした上で、「工業ニ従事セシモノ工業ニヨリテ受ケシ健康上ノ悪影響ハ事故ヲ以テ帰郷セシモノニモ及ボシ居レリ」と指摘した⁽²¹⁾。このように、彼は、工場における長時間労働と深夜業が、結核をはじめとする重病の原因となり、そこに不衛生な寄宿舍での過密居住が感染の拡大に拍車をかけ、さらには出稼ぎ型労働者の工場結核が農村へ伝染するというメカニズムを明らかにした⁽²²⁾。

石原の示したこうした結果は、後に行われた別の調査で立証され、極めて大きな反響を呼んだ。というのも、女工の健康状態の悪化は、彼女たちの工場内における出来高に悪い影響を及ぼすだけでなく、社会体の退廃を招き、この結果、国力を衰退させるかもしれないからである。確かに、結核と人間との歴史は長く、人々は太古よりこの病を恐れてきたとはいえ、肺結核の流行が女工たちを介して「結核処女地」（すなわち未だ結核菌に触れていない農村部をはじめとする地域）にまで蔓延しつつあった。これにより、社会体の秩序と安定が脅威にさらされるという可能性があったため、不治の病という結核の従来のイメージは、国力を衰退させる疾病としての国民病（または亡国病）のイメージを帯びるようになった⁽²³⁾。

(3) 短期的な政策を優先する公衆衛生・産業衛生方針

とはいえ、国家は、何よりもまず公衆衛生・産業衛生上の短期的な政策を優先し、長い間結核や梅毒などの慢性伝染病の課題を無視して適切な結核予防対策を怠る傾向があった。

これを説明する理由として、幕末・明治における日本にとって最も深刻な社会衛生上の問題が急性伝染病の流行であったということが挙げられる。江戸時代には、疫病が度々国中に蔓延したことは記録されているところである。しかしながら、海禁対策が採られたために、海外からの新病原種が比較的に入りづらかったと言える。それに対して、開国時期になると、諸外国との交わりによってもたらされた新病の侵入危険が大きくなった。例えば、1858（安政5）年には、長崎に上陸したコレラが発生して関東地方まで達し、江戸だけでの死者26万人近くが出た（「安政のコレラ」の大流行）⁽²⁴⁾。その後、1870年代に流行したコレラや腸チフスは、市民を不安と恐怖におとし入れた。このような状況において、政府は、急性伝染病の大流行に対応すると同時に社会秩序を維持する目的で、コレラを中心とする包括的な予防対策を進めた⁽²⁵⁾。この結果、急性伝染病は、明治末期以

(21) 同上、p.276。

(22) 籠山京「解説：女工と結核」前掲書、p.19。

(23) 前川真行「生の統治」前掲書、p.184；鹿野政直『健康観にみる近代』東京、朝日新聞社、2001年、p.39。

(24) 日本で初めてコレラが流行したのは1822（文政5）年のことであったが、この時の流行は西日本にとどまった。

(25) 急性伝染病の対策としては、1877（明治10）年の「虎列刺病予防法心得」及び1879（明治12）年の「海港虎列刺病伝染予防規則」が挙げられる。また、1880（明治13）年の「伝染病予防規則」は、コレラ・腸チフス・発疹チフス・ジフテリア・赤痢・天然痘の6疾患を〈法定伝染病〉に指定した。1897（明治30）年に公布された「伝染病予防法」は上記の6疾患に加えてペストと猩紅熱も法定伝染病とした。以上で述べた規則と法律は、実際には必ずしも遵守されなかったとはいえ、隔離装置の設置、急性伝染病患者・死者の所在地の消毒、患者の届出を義務づけることを可能にした（石塚裕道「東京の都市スラムと公衆衛生問題：「水系」

来、一定数を保ち続けながらも次第に漸減した。だが、急性伝染病ほど社会・政情不安の要因にならない、感染・発症の初期においては自覚症状が少ない潜在性疾病である結核の危険性は、当初、軽視されていた。

日本で最初の結核予防対策の経緯を辿ってみると、内務省衛生局⁽²⁶⁾は1899(明治32)年に第一回肺結核死亡者全国調査を実施し、その年中に6万6408人が肺結核の感染で死亡したと報告したことがわかる。この結果に基づき、1904(明治37)年には、肺結核予防内務省令の発布によって、肺結核予防の方策が樹立された。この内務省令は、公共の場所における痰壺設置と肺結核患者を他の患者と隔離することとを義務付けたが、世間から「唾壺令」または「痰壺令」と揶揄されるほどで有効な対策といえるものではなかった⁽²⁷⁾。しかし、15年後の1919(大正8)年、肺結核の流行規模の大きさとその国民一般の健康への悪影響によって不安に駆り立てられた政府は、改めて肺結核予防の対策として、結核予防法を制定した⁽²⁸⁾。全部で15条からなるこの法律は、病毒伝播の恐れがある場合の結核患者の行政官への届出、結核患者・死者の居住場所等の消毒予防、公衆の集まる場所への結核予防施設の設置を義務付けた。また、結核菌を伝播する危険のある者の就業を禁止し、採光及び換気条件が不十分な建物の使用を制限しまたは禁止するほか、人口5万人以上の都市に対して結核療養所の設置を命じることができることを定めた。この法律の予防措置あるいは禁止事項に関して違反した者に対して100円以下の罰金刑を科するということとした⁽²⁹⁾。

一方、産業衛生と工場労働者の保護という点では、第一次世界大戦以降、繊維工場における労働条件と生活状況の軽度の改善への傾向が見られた。というのも、政府は、19世紀末から増大していった社会主義運動が労働問題を取り扱うようになると、工場労働者を保護する法律の制定を模索しはじめたからである。工場法案に関する約30年間にも及ぶ激しい議論が続くなか、工場内の労働条件と生活環境が国民の健康に及ぼす悪影響や社会不安などについて徐々に懸念を募らせていった政府は、1911(明治44)年に工場法を可決し、工場法付属法令を施行することにより、工場労働者の

汚染病対策の歴史をめぐって」林武・古屋野正伍編『都市と技術』所収、東京、国際書院、1995年、p.122；JOHNSTON William, *The Modern Epidemic: A History of Tuberculosis in Japan*, op. cit., pp.62, 165-166；重松逸造「20世紀の疫学を振り返って」『保健医療科学』第49巻第4号、2000年、p.355)。

⁽²⁶⁾ 近代日本における衛生行政は、1872(明治5)年の文部省医務課にはじまった。翌年、文部省医務課は医務局に昇格し、これにより、健康に関する情報や統計などが全国規模で収集されることとなった。さらに、1875(明治8)年、医務局は、内務省に移管されるとともに衛生局に改称された。衛生局の主な役割は、当初、衛生統計の定期作成、医師免許及び医師開業の観察、病院の管理、国民への衛生思想の普及や涵養、急性伝染病の予防事業などにあった。

⁽²⁷⁾ 重松逸造「20世紀の疫学を振り返って」前掲書、p.355；福田真人『結核の文化史：近代日本における病のイメージ』名古屋、名古屋大学出版会、1995年、p.52。

⁽²⁸⁾ 福田真人「結核と女工哀史—結核の比較文化史」『言語文化論集』第11巻第1号、名古屋大学、1989年、pp.17-18；池田一夫・灘岡陽子・倉科周介「人口動態統計からみた20世紀の結核対策」『東京都健康安全研究センター年報』第54号、2003年、p.366。

⁽²⁹⁾ 福田真人『結核の文化史：近代日本における病のイメージ』前掲書、pp.55, 331-332；福田真人「結核と女工哀史—結核の比較文化史」前掲書、p.19；JOHNSTON William, *The Modern Epidemic: A History of Tuberculosis in Japan*, op. cit., p.248。

労働・生活環境の改善を進めていった。

工場法の主な内容は、15歳未満の年少者及び女子の一日12時間を限度とする就業時間の制限と深夜労働（22時から4時まで）の禁止、12歳未満の児童の雇用禁止、15歳未満の年少者および女子に対して毎月少なくとも二回の休日の制定、一日の就業時間が10時間を越える場合には就業時間中の少なくとも一時間の休憩の設立であった。しかし、この法律は、15人未満の工場には適用されず、さらに製糸業に14時間労働を期限付きで認めたため、内容的に不徹底なものであったと言える⁽³⁰⁾。また、工場法は資本家側の反対で実施が延期され、1916（大正5）年になってようやく施行されたが、少年及び女子の深夜労働の禁止が完全に適用される（1929/昭和4年以後）まで、いっそう時間がかかった。

また、結核予防法および工場法の制定に加え、1920（大正9）年に設立された内務省社会局は、労働・社会行政を担当する中央官庁として、産業界に関わる結核予防対策を積極的に推進した。工場法付属法令としては、1927（昭和2）年には、「工場付属寄宿舎規則」という工場法の付属法令（内務省令第26号）が制定された⁽³¹⁾。その第9条は一人当たりの寝室の面積を1.5畳以上と規定した。また、その第12条は「職工毎ニ専用セシムル為必要ナル寝具ヲ備附クベシ」と定め、寝具一組を二人以上に共用させる習慣を終わらせることに貢献した。しかしながら、同条が寝具の襟部について白布の使用を強いたにもかかわらず、北岡壽逸が述べたように、その清潔に関する項は、「白布及敷布ハ時時之ヲ洗濯スベシ」とあるのみで、非常に曖昧なものであった⁽³²⁾。他には、作業現場中の粉塵への対策を定めた1929（昭和4）年の工場危害予防及衛生規則（内務省令第24号）が挙げられる。

しかしながら、政府によるこうした対策は結核流行を抑えることができなかった。第一次世界大戦後の生活水準の向上により、この疾病による死亡者の若干の減少がもたらされたが、それでも結核は1950年代の初めまで大きな死因であった。確かに、1950年代初頭まで有効な抗結核薬が存在しなかったことも大きな理由であるが、戦前の日本社会に限って言えば、この状態を説明するもう一つの理由は、国家が地域の民間非営利団体などに大きく頼り、結核予防事業から次第に手を引いていったことにあると思われる。国家が結核予防対策を見直して抜本的に強化したのは、1930年代末以後であった⁽³³⁾。

成田龍一が指摘したように、戦前日本における衛生の進歩につれて、国家が家庭の重要性と健康上の個人的な責任を徐々に強調する傾向が見られるようになった。というのも、国家にとって、日本人の健康の保持は、国家が責任を負うものだけでなく、衛生や日常的なボディケアの必要に対する日本人の個々人の自覚に帰すべき課題でもあったからである。国民の健康管理のためには、家庭

(30) 我妻栄 [ほか] 編『旧法令集』東京、有斐閣、1968年より。1923（大正12）年には、工場法は改正された。これによって、この法律は、15人ではなく、10人以上雇用する工場に適用され、16歳未満の年少者及び女子の労働時間を一日11時間に制限することを定めた。

(31) 玉川寛治『製糸工女と富国強兵の時代：生糸がささえた日本資本主義』東京、新日本出版社、2002年、p.133；北岡壽逸「工場附属寄宿舎規則義解（上）」『社会政策時報』第80号、1927年5月、p.62。

(32) 北岡壽逸「工場附属寄宿舎規則義解（下）」『社会政策時報』第81号、1927年6月、pp.110, 114。

(33) JOHNSTON William, *The Modern Epidemic: A History of Tuberculosis in Japan*, op. cit., p. 253.

における女性の役割が重要であり、彼女たちに期待されていたのは、家族構成員の健康を注意深く見守ることであった。このため、衛生上の知識を日本人に広汎に伝えることはもちろん必要であったが、そのなかで特に重視された伝達対象は、女性であった。肺結核対策を含む衛生上の知識の普及を可能にしたのは、地域組織や学校教育、大正時代に著しい発達を遂げた婦人雑誌のようなマスメディア、母性に関する女性の個人的な経験であった⁽³⁴⁾。

また、1883（明治16）年に内務省衛生局の初代局長・長与専齋（1838～1902）らの提唱によって創立された大日本私立衛生会は、衛生・医学上の大発見を日本人に伝え広め、コレラ・天然痘・結核予防には伝染病の危険へ注意を促すパンフレットの配布など多くの事業を行い、「衛生啓蒙活動によって医学的知識」⁽³⁵⁾の普及にも努めた。さらに、民間の日本結核予防協会（1939／昭和14年に結核予防会と改名）は1913（大正2）年に発足し、結核蔓延の伝染メカニズム及び予防についての印刷物を学校・官公庁や工場・企業などへ配布し、『結核征伐の歌』を作成し（1924／大正13）、結核予防展覧会を開催した⁽³⁶⁾。

前述のように、国家が結核予防対策を見直して抜本的に強化したのは、1930年代末以後であった。当時軍国主義の道を進みつつあった日本国家は、徴兵検査に肺結核のため不合格となる男子が多いという事実と直面していたのである。これにより、国民体力の増強と日常生活における衛生は、日本人の日常生活において重要な位置を占めるようになった⁽³⁷⁾。だが、結核高発病危険群（ある工場の労働者を含めて）への定期健診化とツベルクリン反応の検査・レントゲンの検査の実施にもかかわらず、結核の有効な治療法が無かった終戦直後以前の施策を死亡面から評価すると、大きな効果があったとは判断できない（図2を参照）。

2 繊維工業の女工の〈余暇善用〉という問題

(1) 繊維工業における労働時間と紡績業の深夜業禁止

ところで、戦前日本の繊維工業に従事した労働者の圧倒的な割合を占めていたのは若い未婚の出稼ぎ型女性労働者であった。この事実は、特に両大戦間に入ってから、当時の知識人・工業家の間で、女工の賃労働と女性の家庭での役割の両立をめぐる、大きな論争を巻き起こした。良妻賢母であることを高く評価する家族規範が主流となっていた当時の社会状況において、都市部の工場で働いていた若い女子をはじめとする女工の心身の健康保護は、工場の労働や生活が将来において妻・母親として担うべき彼女たちの社会的役割を阻害しないということを主たる目的としていた。そこ

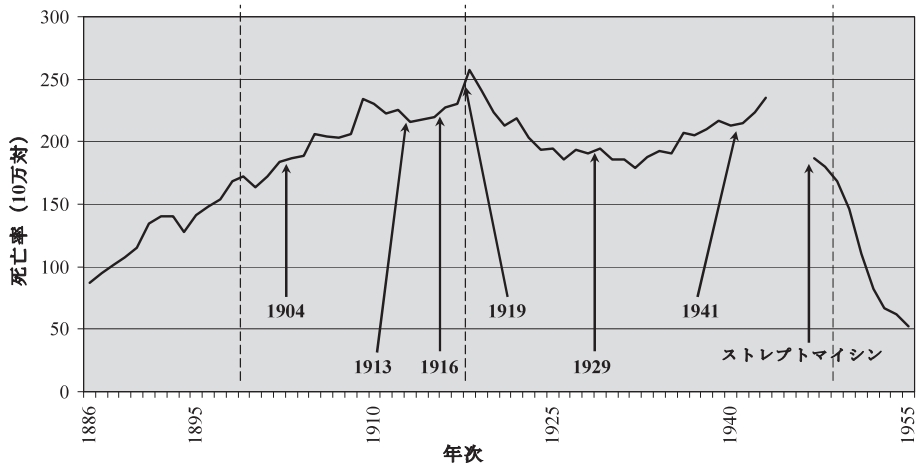
(34) NARITA Ryūichi, « Mobilized from Within: Women and Hygiene in Modern Japan », TONOMURA Hitomi - WALTHALL Anne - WAKITA Haruko (eds.), *Women and Class in Japanese History*, Ann Arbor: Center for Japanese Studies, The University of Michigan, 1999, pp.260-267を参照。

(35) CHEMOULLI Philippe, « Le choléra et la naissance de la santé publique dans le Japon de Meiji - 2. Forces et faiblesses d'une politique de santé publique », *Médecine/Sciences* 2 (vol. 20), février 2004, p.237 ; 三浦豊彦『労働と健康の歴史 第二巻：明治初年から工場法実施まで』前掲書, p.169。

(36) JOHNSTON William, *The Modern Epidemic: A History of Tuberculosis in Japan*, op. cit., pp. 253-255.

(37) 鹿野政直『健康観にみる近代』前掲書, p.69。

図2 結核による死亡率の年次推移（1886～1955年、日本、注釈付き）



(注)

- 1904 (明治37) 肺結核予防内務省令
- 1911 (明治44) 工場法
- 1913 (大正2) 石原修「女工と結核」
- 1916 (大正5) 工場法(施行)
- 1919 (大正8) 結核予防法
- 1927 (昭和2) 工場附属寄宿舍規則
- 1929 (昭和4) 工場危害予防及衛生規則
少年及び女子の深夜業禁止
- 1941 (昭和16) 太平洋戦争開始

で議論の的となったのは、1929（昭和4）年の紡績業の深夜業禁止とこれが女工に及ぼすいわゆる「悪影響」である。

製糸業でも紡績業でも、夜間灯火のもとでは糸を作ることができなかったため、1870年代後半の労働時間は、日の出から日没少し前までと一般に定められ、一日に平均して9・10時間であった⁽³⁸⁾。ところが、1880年代以降、ガス灯などの近代的な照明器具が工場内で使われ始めた。当時、工場労働者の基本的な権利を守る法律も、さらには労働時間を定める法律もなかったため、工場経営者は、生産額を増加するために、女工たちの労働時間を夜間まで自由に延長することができた⁽³⁹⁾。このため、製糸業の女工が一日に14～15時間働くことは珍しくなかった。女工の深夜業に関しては、紡績業では、早い時に二交代制と徹夜業が導入された。例えば、鹿児島紡績は1881（明治14）年にはじめて二交代制を採用した。これは、早番午前4時から午後4時まで、遅番は正午から午後12時までの夜半にして、一週間ごとに交替するものであった。また、2年後の1883（明治16）年、大阪府三島郡の桑原紡績所でも深夜業が始まった。その後、製品の売行きが良くなるにつれ、昼夜交代制

⁽³⁸⁾ 例えば、楫西光速・帯刀貞代・古島敏雄・小口賢三『製糸労働者の歴史』東京、岩波書店、1955年、p.21；千本暁子『明治初期紡績業の労務管理の形成』東京、国際連合大学、1982年、pp.8-9などを参照。

⁽³⁹⁾ 市況、季節によって労働時間には多少の変更があり、2・3時間の「居残執業」もあった。

下での24時間操業の紡績工場が増加し、これが一般化したのである。1893（明治26）年には、全国の紡績会社が徹夜業を実施することになったと考えられており、女工の労働時間は、一日12時間が一般であった⁽⁴⁰⁾。

日本における労働立法の制定に向けての動きは、1880年代前半から始まった。なかでも、紡績業における少年及び女子の深夜業は、早くから社会的な問題として扱われた。というのは、二交代制昼夜業・徹夜業が、育ちざかりの年齢の若い紡績女工たちの健康を脅かす特に有害なものとして、多方面からの大きな批判を呼び起こしたからである。当時行われた調査・研究によれば、長時間労働と深夜業が体に与える弊害は、睡眠障害・高血圧・体重の減少・疲労など多様な形態をとり、重病の発生を助長した。例えば、工場法案立案を作成するための基礎資料となった農商務省商工局の調査報告書『職工事情』所収の「綿糸職工事情」（1903／明治36）は、「徹夜業の衛生上に及ぼす弊害」に対して注意を促して、次のように報告している。

徹夜業の衛生上に及ぼす弊害の恐るべきことは一般当業者の認むる所なれども、今統計によりてこれを示しがたし。何となれば紡績工場寄宿舎在住の職工にして疾病の重病に及ぶものは、皆これを帰国せしむるの例なるを以て、寄宿舎における病者もしくは死亡者の多少は、必ずしも工場衛生の状態を示すものにあらざればなり。然りとはいえども紡績女工中、肺病患者の極めて多数にして、その原因が綿塵を呼吸すると徹夜業をなすとにあるはまた工場に経験ある者の認むる所なり⁽⁴¹⁾。

このため、「斯くて紡績会社の深夜業なるものは女工供給地たる農村に対しては如何なる犠牲を負はせられて居るものであるかは容易に想像が出来る」⁽⁴²⁾と執筆した北岡壽逸をはじめ、弱者である少年及び女工たちを保護するために、深夜業の廃止を求める者が増加してきた。

前述のように、1911（明治44）年の工場法の成立によって、15歳未満の年少者及び女性の午後10時から午前4時までの就業は原則として禁止された。だが、産業界の強硬な反対⁽⁴³⁾のため、この条項の適用までには長い時間を要した。そこへ、1919（大正8）年の国際労働機関（ILO）の第一回会議で日本の紡績業の深夜業に対する国際的な批判が高まり、国内でも労働運動が次第に高揚した。1926（大正15）年7月1日に改正工場法が実施され、その第4条で年少者及び女子の深夜業は、3年後に禁止されることが定められた。このような過程を経て、1929（昭和4）年7月1日から、この禁止が実施されることになり、ついに16歳未満の年少者及び女性の午後10時から午前5時まで

(40) 三浦豊彦『労働と健康の歴史 第二巻：明治初年から工場法実施まで』前掲書、pp.107-108；内海義夫『労働時間の歴史』東京、大月書店、1959年、p.195。

(41) 農商務省商工局「綿糸紡績職工事情」前掲書、p.43。

(42) 北岡壽逸「紡績業の深夜業禁止と操短問題」家末良子編集・解説『日本婦人問題資料集成 第三巻：労働』所収、東京、ドメス出版、1977年、p.340。

(43) 徹夜業廃止の問題が紡績業者の間にも唱道されることがあったが、彼らの大多数は生産高と収益率の低下をおそれてその廃止に反対であった。この点について、北岡壽逸「紡績業の深夜業禁止と操短問題」前掲書、pp.341-342を参照。

の労働もこの禁止対象となったのである（但し、政府の許可があれば、午後11時まで労働できる例外規定もあったことに留意されたい）。

(2) 女工の〈余暇善用〉問題

深夜業禁止の実施は、紡績工場に従事した女工にとって、労働時間の短縮⁽⁴⁴⁾とともに彼女たちに多少の余暇時間を生んだので、朗報をもたらしたと考えてよい。

しかし、大部分の紡績業者は、深夜業廃止が女工に慢性的な疲労と不健康状態を免れさせる進歩的政策と見做すどころか、むしろこれに激しい反発を示した。この廃止による生産高の減少を恐れた者もいた⁽⁴⁵⁾が、紡績業者の多くが懸念していたのは、女工の余暇時間の増加が労務管理上の大きな問題を生じさせるということであった。彼らにとって、深夜業廃止は、工場の作業現場・寄宿舎内の規律の乱れの原因、さらに寄宿舎に収容している大勢の出稼ぎ型の女工の身体と精神に悪い影響を及ぼすもの、ひいては社会的不安を引き起こすものであった。このような懸念の背景として、当時、女工が一般女子よりも道徳的な堕落にさらされている者と見なされていたということを見無視することができないだろう。これには、次の三つの理由が挙げられる。まず、教養・道徳観念がない、貧乏で粗野な「田舎者」という出稼ぎ型の女工の侮蔑的なイメージはかなり強かった。そして、工場生活は、両親の監視から解放されて働く若い女工たちを堕落と放蕩（例えば、「手淫病」と「同性愛の変態現象」という「不自然な」性行為⁽⁴⁶⁾を工場で体験することを通じて）に陥らせると考えられていた。さらに、都市部は女工にとって対抗しがたいほど魅力的な誘惑に満ちた危険な環境と見做されていたことも女工に関するこうした見解の理由のひとつである。『女鑑』の論説「女工教育」（1890／明治23）の以下の抜粋はこうした女工観を代表すると言える。

(44) 社会局労働部が1929（昭和4）年に行った「深夜業禁止の影響調査」によれば、深夜業禁止は労働時間を一時間半短縮した。深夜業禁止前実働10時間の二交代制であったものが、禁止後は実働8時間半になった（三浦豊彦『労働と健康の歴史 第三巻：倉敷労働科学研究所の創立から昭和へ』川崎、労働科学研究所、1980年、pp.255-256）。

(45) 経済的見地からみると、紡績会社が深夜業廃止に伴って受けた影響はそれほど大きくなかった。まず、紡績業界では早くから、深夜業廃止による減産とコスト高に備えるために、対策が立てられてきた。そして、世界恐慌をもたらした綿糸・綿布相場の下落と輸出の減少が、日本紡績業者を操業短縮に追いやり、ある意味では深夜業廃止を容易にさせた。このように、生産の合理化対策（機械の回転数増加・据付台数増加・女工一人当たり受持錘数の増加など）が採用され、紡績業における深夜業の廃止は、生産高を低下させずに、より短い労働時間の間に生産力さえ向上させることとなった（谷敷正光『「工場法」制定と綿糸紡績女工の余暇—工場内学校との関連で—』『駒沢大学経済学論集』第35巻第3号、2003年12月、pp.23-24；大島栄子「両大戦間の女性労働—紡績・製糸女工を中心に—」女性史総合研究会『日本女性史 第5巻：現代』東京、東京大学出版会、1982年、p.10）。言い換えれば、内海義夫の言葉を借用すれば、「深夜業廃止はまさに紡績資本にとっては『禍を転じて福となす』のたぐいであったにちがいないのである」（内海義夫『労働時間の歴史』前掲書、pp.250-251）。

(46) 細井和喜蔵『女工哀史』（1925年）東京、岩波書店、[1967年] 1999年、pp.370-371；FAISON Elyssa, *Managing Women: Disciplining Labor in Modern Japan*, Berkeley, University of California Press, 2007, p.43.

試に、女工の僻習を述べれば、第一淫猥に流れ易し。そは、父母の監督を離れて、血気の盛んなる婦女達相群がりて、終日労働するとき、徒然なるままに、邪なる謡を歌ひ、邪なる談を吐きて、心の鬱を散ずるを知りて、他に、一片の人道を教ふるものなからんか。將に、心はぬば玉の暗路に迷ひて、悪風に感染するは、自然の結果ならん。

第二一家の平和を破るべし。柔和は女子の徳なるものを、女工は、未だ孝訓貞節の恩を感じる心も弱きのみかは、良人に対しても、独立の方便あるをほこりて、謙讓の道を知らざるに至るべし。

その他、女工は、なべて男子を嫌悪し、大方の人に向ひても、浮薄の行をなすもの多しとか。若、これらの弊風増長せんか、知らず識らず一般女子の品格を汚すに至るべし⁽⁴⁷⁾。

このような状況において、寄宿女工の〈余暇善用〉、つまり深夜業廃止に伴って生じた余暇時間をいかに善用すべきか、さらにはこれらの時間を彼女たちに自由に休養させてもよいかの問題は、極めて重要なものになった。多くの紡績業者にとって、このような問題解決の鍵は、労務管理のホリスティック・アプローチの一環としての、女工の躰け・訓練・訓育にあった。深夜業禁止が実施される数ヶ月前の1929（昭和4）年2月23日には、大阪の日東社出版所主催の紡績業者等の座談会が大阪府立実業会館で開催された。以下の抜粋に見られるように、女工の「適當の訓育」を深夜業禁止実施以降に制定する必要性がこの座談会の参加者によって強調された。

亘理繁（日東社）：「これを職工から云はしますと余暇利用をかれこれと世話をやくのは余計な事ではないか、八時間なら八時間の作業をして下ればあとはこちらの勝手じゃないかと、また労働組合の方から云えば、そんな問題は此方の勝手にさせろ、というのですが、しかしそう勝手気まゝにさせておいては統制上困ることになり、サア一むづかしい問題ですなアだが結局は労働者の自由意志に任すといふことはどうでせうか（…）」

岡村源吾（〔元〕福紡）：「立派に教育の出来上がった人間なら兎も角、田舎から小学校もロクに出ない東西もわからぬものをつれて来て訓育もせないでホツテ置けるものではない。放任して置けば女工を墮落させるばかりです。何れの立場から言っても放任は出来ません。適當の訓育はどうしても必要です。（…）」⁽⁴⁸⁾

日東社出版所の創設者である石上欽二は、紡績業者の経営労務コンサルタントとしても活躍した。彼は、1925（大正14）年1月から約10年間にわたって、紡績業者向けの専門雑誌『女工研究』を刊行し、編集主任としてこの雑誌によく投稿した⁽⁴⁹⁾。1929（昭和4）年前後に刊行された『女工研究』の記事の多くは、紡績業における深夜業廃止・余暇善用・寄宿管理や女工の性慾などの問題を

(47) 村上信彦『明治女性史 中巻後篇：女の職業』東京、理論社、[1971年] 1986年、p.144に引用されている。

(48) 「深夜業廃止に伴う余暇善用の問題 第一回座談会（1929年2月23日）」『女工研究』第5巻第3号、1929年3月、pp.74-75。

(49) FAISON Elyssa, *Managing Women: Disciplining Labor in Modern Japan*, op. cit., pp.32-33.

扱っているということが注目に値する。例えば、石上は、1929年7月号の中に、女工の余暇善用が「其指導管理の任にある方々の適当なる導きを要する」ことを前提とすると述べている。

此の〔深夜業禁止〕実施により幼年工及び女子職工は深夜業に従事することが当然なくなり、その結果として亦自ら労働時間も短縮されたので、それ等保護職工は今後その保健上に於いて将た又疲労回復上に於いて非常に恵まれた訳である而已ならず、また相当に修養上の機会と余裕とを与へられたのであるから、職工自体としても之れを機会に従来の生活をヨリよく改め、恵まれたる余暇を善用することに努めなくてはならない。斯うなる事は蓋し法の要求するところであらう。

併し乍ら、左様に職工をして自ら進取せしむるにはやはり其指導管理の任にある方々の適当なる導きを要するのであつて、運転手によつて電車が緩急宜しく軌道を走ると同様、女工の余暇善用も亦人事当局と云ふ運転手の措置宜しきを得て而して後その結果の完きを得るのであるから、この深夜業廃止の立法精神を汲み其由つて来るところの余暇利用に善処されんことを希望する⁽⁵⁰⁾。

余暇善用は、女工の婦徳の涵養を奨励する活動の形をも取らざるを得なかつた。前述のように、工場生活は若い女工が家族を形成し子供を適切に養育しようという気質を失わせるものだという意見が、当時の紡績業者または政治的エリートの中に、流布していたのである。ところで、若い女工には妻となり母となることが求められており、これゆえ将来的には夫の扶助にも子供の保育や教育にも大きな責任を負うことが期待されていたため、彼女たちに「良妻賢母」になる心得をさせることは不可欠なものであった。例えば、石上欽二はこの点について女工に「婦人としての教育」「性の教育」を提供することを勧めている。

婦徳の涵養 といふことですが、これは寄宿舎で今少し欠けて居るやうに思はれます。婦人としての教育これは大切なことでありまして、工場では働く人間だ、而してそれを監督しなければならぬといふ頭を持つて居られるやうですが、実は女工も三年四年の後には家庭の人となり、人の母たるべき人々でありますから、女工を扱ふ上に於ては婦人としての教育をしてやらなければならぬと斯う私は思ふのであります。それはどう云ふ方面から涵養するかといへば、私はこれに対して性の教育、女としての性に関する教育を世話係さんにやつて頂き度いと思ふ⁽⁵¹⁾。

紡績業をはじめとする繊維工業において、寄宿女工向けの教育を実施するのは全く新しいものではなかつた。明治時代には、義務教育を終了せずに社会に出た女工に「補習教育」を提供していた工場が、僅かながらも、既に存在していた。第一次世界大戦後の不景気下で、紡績工場の多くは、労働力を確保し、さらに品質を安定化させ生産性を向上させるために、労働者の人間的側面を重視

(50) 石上欽二「深夜業廃止に際して」『女工研究』第5巻第7号、1929年7月、pp.2-3。

(51) 石上欽二「余暇善用と訓育現業」『女工研究』第56号、1929年8月、p.14。

する経営家族主義を制度化し、女工向けの教育活動を整えて福利政策に取り組み始めた。学習の内容に関しては、国語と算術の時間が勿論あったが、「女らしい活動」とされていた裁縫・生け花・作法・刺繍などを教えることも通常であった。

だが、こうした補習教育において中心的な役割を果たしたのは、服従や親孝行などの良さを強調する修身・精神修養を通して行われた女工の教化である。紡績業者の多くは、家族主義的な経営を行い、孝行心の重要性を強調しながら、女工たちにとっての「代用の父親」を装った。それは言い換えれば、工場主が女工を自分の娘のように扱うことに対して、女工は工場主への絶対的服従を強いられるということを意味した。もちろん、女工に求められた絶対的服従は、工場主に対してだけでなく、全ての目上の人間に服従するということでもあった。そして、このような制度のもと、会社に対する無限の忠誠を示すこと、一所懸命に働くことは、国家の繁栄とともに女工たちの家族の繁栄をもたらすということが女工に教えられた。言うまでもなく、この女工の教化は、労働組合を切り崩すほかに、彼女たちに労働意欲を起こさせ、さらに当時の政治的エリートにとって「ふさわしい」とされていた社会的な価値観と厳格な規律を教え込むための手段であった。

1929 (昭和4) 年の深夜業禁止は紡績女工の教化の傾向をよりいっそう強めた。この頃、紡績業者の多くは、当時政府が中心となって推進した日本産業の全般にわたる合理化の動きに従い、より合理的かつ科学的な労働力の管理方法を採用しようと努めていた。彼らは、福利・娯楽設備を設けることによって工場生活を魅力的に見せようとしたが、同時に、女工の余暇時間を管理する目的で、「教育」「修身」「精神修養」に名を借りて、彼女たちの教化をさらに強力に推進した⁽⁵²⁾。また、将来家庭婦人になるのに必要な家事・家計・婦人衛生・育児・裁縫・手芸などを中心とした工場内で行われた「花嫁教育」と、裁縫・編み物・生花・茶の湯・割烹などからなる「技芸教育」が以前より重要になった⁽⁵³⁾。例えば、1932 (昭和7) 年に行われた調査の結果によれば、紡績工場の85%以上は女性の嗜みについての授業を提供していた⁽⁵⁴⁾。

一方、深夜業廃止前後、紡績業者は、女工の健康の増進を目指す政策を立て、工場内における体育の施設の設定や体育の導入普及を強く奨励するようになった。第二次世界大戦直前まで唯一の日本最初の婦人工場監督官補であった谷野せつは、1929 (昭和4) 年9月から12月にかけて、繊維工業における深夜業禁止の影響に関する調査を行った。彼女は、「深夜業禁止の影響調査」という論文

(52) FAISON Elyssa, *Managing Women: Disciplining Labor in Modern Japan*, op. cit., pp.28-29; 大島栄子「両大戦間の女性労働—紡績・製糸女工を中心に—」前掲書, pp.12-13; HUNTER Janet, *Women and the Labour Market in Japan's Industrialising Economy: The Textile Industry Before the Pacific War*, op. cit., p.136.

(53) 谷野せつ「本邦工場鉱山に於ける福利施設」谷野せつ『婦人工場監督官の記録—谷野せつ論文集—上巻』所収, 東京, ドメス出版, 1985年, p.165; 谷野せつ「深夜業禁止の影響調査」谷野せつ『婦人工場監督官の記録—谷野せつ論文集—上巻』所収, 前掲書, p.129; 谷敷正光「『工場法』制定と綿糸紡績女工の余暇—工場内学校との関連で—」前掲書, p.27; HUNTER Janet, *Women and the Labour Market in Japan's Industrialising Economy: The Textile Industry Before the Pacific War*, op. cit., pp.138-139.

(54) HUNTER Janet, *Women and the Labour Market in Japan's Industrialising Economy: The Textile Industry Before the Pacific War*, op. cit., p.138.

の中で、「体育的施設につき深夜業の廃止後特に新設改善を試みたるものは全工場の六〇%の多数を占めて居る。其の内最も著しいのは体操、ダンス、庭球、野球等の開始である」と述べている⁽⁵⁵⁾。工場への体育の導入には、大きな理由が二つあったと思われる。まず、ラジオ体操(国民保健体操)⁽⁵⁶⁾の誕生と共に全国的に「体育熱」の時代になっていた当時、保健と体育に興味をもつ日本人が増え、「体操や運動が『連帯感』などの精神的側面の向上も重視するようになったため、『健康』が身体に生理的な異常を持たないという意味に加えて、国民としての道徳的貢献としても要求されるようになるのです」⁽⁵⁷⁾。こうしたなかで、紡績業者の間には、身体の発達、心身のバランスと調和、そして疲労回復のための体育の効用を認める者が少なくなかった。そして、彼らは、体育の生理学的な効果だけでなく、その精神に与える効果(すなわち集団秩序の訓練、女工の従順性の確保と道徳の向上など)にも注目していた。

谷野せつの調査結果が示しているように、紡績工場での体育活動はしばしば体操の形をとった。作業現場での朝礼、休み時間にする集団体操といったその主な実践は、日本人の身体を強めながら「民族意識」を高める目的で行われた国民保健体操と共通動作の多いものであった。このなかには、女工のために考案された動作あるいは体操の種類もあった。日常の労働による女工の心身発育の障害を除去または補償し得るために考案された労働科学研究所案の「補償体操」⁽⁵⁸⁾や、「雑巾ダンス」と呼ばれたものがこうした例として挙げられる。「雑巾ダンス」では、一列に並んだ女工たちが、ひざをつかせられて号令とともに一斉に工場の廊下の床の雑巾がけをさせられた。

こうした訓練は、女工たちに規律を教え込むものであると同時に、将来家庭婦人になるための教養を習得させるのにふさわしいものと見做されていた。東京の大日本紡橋場工場の工場主は、1927(昭和2)年の大争議が起きた時以来、労働組合の影響を圧殺するために、教化団体として重要な役割を果たした修養団を利用し、毎朝女工に「雑巾ダンス」をやらせた。富士ガス紡川崎工場では、「雑巾ダンス」が1929(昭和4)年7月1日(深夜業廃止のその日)から導入された⁽⁵⁹⁾。

本節で論じた寄宿女工の余暇時間利用について興味深いのは、ジェンダー関係をめぐる側面から見ると、儒教的女性像を重視する家父長制の価値観、一般女子教育に採用されていた良妻賢母主義的イデオロギーを女工たちに伝達し再生産する役割も果たしたということである。谷野せつは、「深夜業禁止の影響調査」の中で、「職工の余暇利用福利施設に関する工場側の方針は男工及び女工に依つて著しい相違を示している」と主張しながら、この調査の結果を次のように纏めている。

職工の余暇利用福利施設に関する工場側の方針は男工及び女工に依つて著しい相違を示して

(55) 谷野せつ「深夜業禁止の影響調査」前掲書、p.135。

(56) ラジオ体操は、通信省簡易保険局によって「国民保健体操」として制定され、国民の体力向上と健康の保持や増進を目的とした一般向けの体操のことである。その放送は1928(昭和3)年11月に開始され、広く国民の間に定着した(黒田勇「ラジオ体操と健康キャンペーン」津金澤聰廣『近代日本のメディア・イベント』東京、同文館、1996年、pp.89-91;北澤一利『「健康」の日本史』東京、平凡社、2000年、p.219)。

(57) 北澤一利『「健康」の日本史』前掲書、p.221。

(58) 石上欽二「女工の体育と補償体操」『女工研究』第89号、1930年7月を参照。

(59) 大島栄子「両大戦間の女性労働—紡績・製糸女工を中心に—」前掲書、pp.13-14。

いる。先づ女工を対象とするものは健康の増進及び体育の普及を主とするものが四三%で最も多く、次に家庭の婦人としての教養を目的とするものが三六%の順位を占めて居る。男工に対するものは同じく健康の増進及び体育の普及を目的とするものが七五%であり最も多いのであるが、職業教育を主とするものが二五%で之れに次いで居る。

之れは我国の紡績女工の大部分が年の若い未婚者であつて、工場に働く年限も短く、多くは数年の後には帰郷して嫁入りするものであるから終生其の職業に就くといふものは、殆ど稀れな状態であるに対し、男工は多く其の職業を終生のものとして育て上げて行かねばならない見地から、男工に対しては職業に熟達せしむる事を主要なる目的とし、女工に対しては職業的熟練の外、将来家庭婦人として世帯を経営してゆくに必要な家事教育、趣味の向上等により善良なる母性としての教養を備へしめんとするの趣旨に基くものであらう。何れにしてもかかる職業的熟練及び母性教育の見地以外に健康の増進及び体育の普及を目的とするものが著しく多数を占めて居るといふ事は、深夜業禁止後の余暇利用方針としては概して適切である⁽⁶⁰⁾。

ある意味では、女工の余暇利用福利施設に関する紡績業者の方針は、女性を家族国家に統合させ、女性にジェンダー化された強い国民意識を育てるための国家の努力と一致していたと言える。時が経つに連れて、女性労働者を鍛錬することは国民を育てることと密接に結び付けられるようになったのである。

おわりに

本稿では、戦前日本の繊維工業に焦点を当て、この産業に従事した大勢の女性労働者と〈国民の心身の健康〉とはいかに関連したかを追求しようとした。このため、国家による結核予防対策と結核患者率の高かった繊維工場における保健政策、さらに1929（昭和4）年の少年及び女性の深夜業廃止の際に採用された紡績女工の保護・管理に関する政策を考察した。

本稿の分析から、国益のために〈国民の心身の健康〉を守る必要性が当時の社会において重視されるにつれて、繊維工業の女工は、国家によって、単なる工場労働者よりも、国民の一部ないし将来結婚して良妻賢母になるべき女性として取り扱われるようになったということが分かった。こうしたなかで、繊維工業家の多くは、特に少年及び女性の深夜業廃止後、女工の保護と管理に関する政策を当時の事情に合致させつつ、彼女たちの統制を強めた。この結果、彼らは、繊維会社に絶対忠誠を尽くす従順で勤勉な女性労働者を育てようとした上、ジェンダー化された強い国民意識をもつ女性を養成することにも貢献することで、国家の追求していた政治的な目的にかなった存在となっていくた。

繊維工業の女工に関する知識人の言説に見られる道徳性の意義と彼女たちの性・道徳の管理を分析することによって、当時の日本社会の働く女性像について、今後も更に検討していきたい。

（Sandra Schaal ストラスブール大学准教授）

(60) 谷野せつ「深夜業禁止の影響調査」前掲書、p.127。